

「歴史的な建築物」を新たに活用する 事業の改修費等を助成します！

歴史的な建築物の活用事例

助成制度の概要

助成対象エリア

古町周辺地区（裏面エリア図参照）

助成金額・助成率

最大

800万円・3分の2

助成対象者

以下のいずれかの方

✓ 建築物の所有者 ✓ 建築物の占有者

助成対象の建築物

昭和25年11月23日（建築基準法施行日）以前に存在していた建築物

助成対象事業

歴史的な建築物を新たに活用する事業（※）に対し、その工事費等の費用の一部を市が支援します。

※活用とは、歴史的な建築物を「宿泊施設、店舗、工房及び事務所その他事業用の用途」として活用することを言います（下記「活用イメージ」も参照ください）。

助成対象となる経費

✓ 耐震診断費 ✓ 設計・工事監理費 ✓ 外観修景費 ✓ 内装整備費 ✓ 耐震改修費
✓ 備品購入費 ✓ 建築設備の整備 ✓ 原材料費（DIY費用）

歴史的建築物の活用イメージ

【活用前】空き家など低未利用の歴史的建築物



※

【活用後】飲食店へ転用

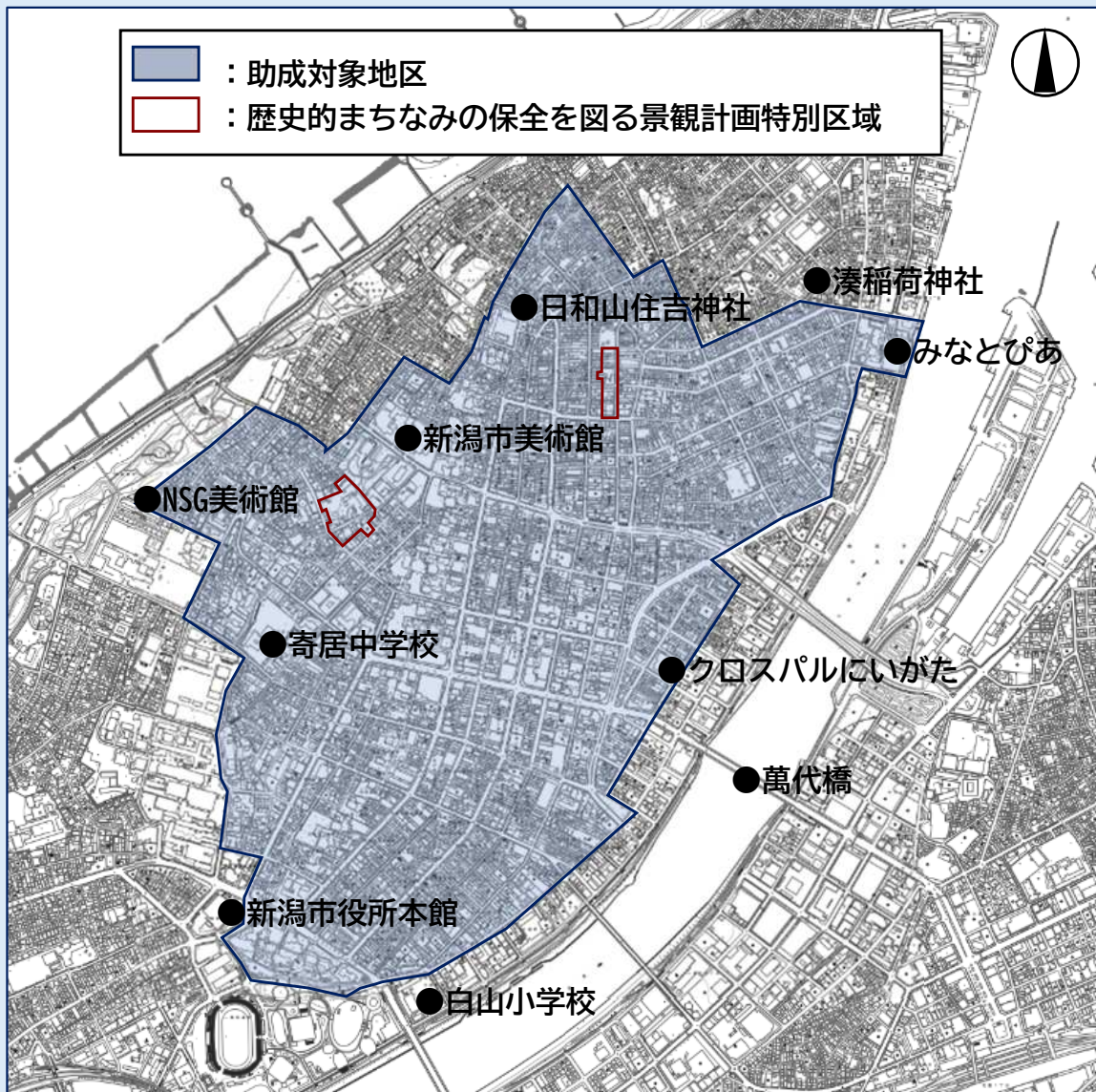


※

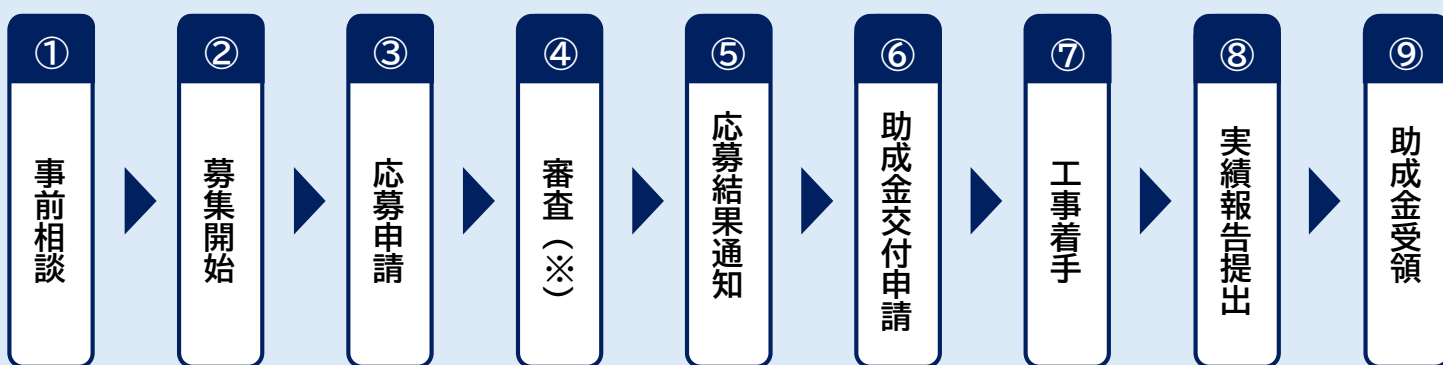
※写真は（株）NOTEホームページより転載。無断転載禁止



助成対象エリア図



助成金応募・申請の手続きの流れ



※審査は、評価基準に基づき審査します。

お問い合わせ先

まずは、お問い合わせください！ 相談は随時受け付けております
新潟市役所 都市政策部 まちづくり推進課 景観・庶務グループ
新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階
TEL : 025-226-2707 MAIL : machisui@city.niigata.lg.jp